

# 「SAGA Super Games 2021 ストリート陸上」開催業務委託仕様書

## 1. 業務名

「SAGA Super Games 2021 ストリート陸上」開催業務

## 2. 目的

日本トップクラスの陸上競技アスリート（以下、「トップアスリート」という。）を佐賀県に招待し、トップレベルのパフォーマンス等を通じて、県民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ実践のきっかけづくりとするとともに、誰もがスポーツを楽しむ環境づくりを推進する。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和3年（2021年）11月30日（火曜日）まで

## 4. 事業概要

- (1) 名称 「SAGA Super Games 2021 ストリート陸上」
- (2) 日程 令和3年（2021年）10月24日（日曜日）13時30分～16時（予定）  
※さがさいこうフェスと同日開催
- (3) 会場 本丸通り（県立博物館・美術館前付近）  
※さがさいこうフェスと同会場

### (4) 内容

#### ① 実施内容

- ・トップアスリートによる陸上競技のデモンストレーション等
- ・トップパラアスリートによる陸上競技のデモンストレーション等
- ・イベントを盛り上げるための企画等

ハードル競技は実施予定。その他実施競技については競技例を参考の元、実施予定競技と招聘アスリートについては、企画提案内容に含むこと。

競技例：短距離走、跳躍競技、競歩等

※当日は50m 走路を用意（県で手配済）、競技によっては走路を追加手配予定

※投擲競技については、安全上の観点から行わない。

#### ② 企画上の留意点

- ・トップアスリートを招聘し、県民の陸上競技に対する興味・関心を引き付ける企画を行うこと。
- ・本年度から、さまざまな特性を持つ方がより参加しやすいイベントとなることを目指しており、運営に当たっては、障がいのある人の特性に応じた情報保障の提供や移動円滑化・支援等（以下、「情報保障等」という。）、来場者に対する合理的配慮に留意すること。
- ・「する」スポーツ及び「観る」スポーツとしての魅力を発信できるよう工夫すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る拡大状況等に鑑み、イベント運営を行うこと。

・イベントの内容については、県との協議を踏まえて決定すること。

## 5. 業務内容

- (1) イベントの企画・業務運営
  - ① 企画業務
  - ② 設営・撤去業務
  - ③ 記録計測業務
  - ④ イベント運営スタッフ手配業務
  - ⑤ 司会進行業務
  - ⑥ 警備、安全対策業務
  - ⑦ 「佐賀さいこうフェス」との連携業務
  - ⑧ 情報保障等を含む合理的配慮に関する計画の作成及び実施業務
  - ⑨ その他必要な業務
- (2) トップアスリート及びその他出演者等に係る招聘・手配・調整業務
  - ① 招聘業務
  - ② 移動及び宿泊手配業務
  - ③ 謝金支払業務
  - ④ その他必要な業務
- (3) 広報業務
  - ① ホームページ、SNS、各種メディア等、各種情報発信媒体を活用した情報発信業務
  - ② 「佐賀さいこうフェス」と連携した広報業務
- (4) 雨天等で当初予定していたイベントが実施できない場合の代替イベントの企画実施業務
  - ① 代替イベントの企画内容の提案
  - ② 雨天で屋内イベントになった際の新型コロナウイルス感染症対策
- (5) 報告書等作成業務
  - ① 報告書作成業務（本委託に従事した業務ごとの受託者の職員名簿、内容、従事時間を記載）
  - ② 記録写真撮影業務（イベント実施前からイベント実施後まで）
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る業務
  - ① 新しい生活様式に基づいた感染症対策（国の基本方針、県の基本方針、業界団体指針、その他イベント関係団体、陸上関係団体の対応等を参考にすること）
  - ② イベントスケジュールに応じた感染症対策
  - ③ トップアスリート等出演者、運営関係者（スタッフ）、及び観客への感染症対策
- (7) その他事業を円滑に遂行するために必要な諸業務

## 6. 屋外でのイベント中止の場合の措置

- (1) 雨天等により、屋外でのイベントを中止する場合は、委託者から受託者にFAXまたは電話で連絡するものとし、その決定は連絡があった時点とする。このため、受託者は、常に委託者からの連絡を受け取れる状態にしておくこと。

- (2) 中止に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

## 7. 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県と受託者とで協議を行い決定すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (4) 使用料・出演料・謝礼・設備・資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託者は、本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県スポーツ課に提出する。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は、佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (8) 本事業において作成される成果物の著作権については、すべて県に帰属する。
- (9) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止については、今後の感染拡大状況や社会情勢等を踏まえ判断する。仮に中止となった場合は、契約変更を行う。その際、中止に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (11) 佐賀さいこうフェスと連携して行う業務（広報・警備等）に係る経費は、按分により総括する事業者へ支払うこと。

## 8. 契約方法 プロポーザル方式による随意契約

## 9. 支払方法 完了払い